

平成 24 年度 第 4 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 24 年 10 月 5 日（金）17:00～18:00

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 高山委員長代理 岸村委員 村岡委員 吉山委員

（総務省）石津総務大臣政務官

宮島行政評価局長 渡会年金業務監視委員会事務室長 三宅総務課長

小原評価監視官 永留評価監視官

（厚生労働省）高倉年金管理審議官 八神事業企画課長 鹿沼事業管理課長

尾崎年金記録回復室長

（日本年金機構）紀陸理事長 薄井副理事長 松田理事 野口経営企画部長

本田財務部長 阿蘇国民年金部長 岡村厚生年金保険部長

4 議事次第

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

・平成 25 年度予算概算要求について

－厚生年金保険等の適用・保険料収納事業を中心として－

5 会議経過

○ 議事に先立ち、石津政務官から、以下の趣旨の挨拶があった。

・年金業務については、これまで国会議員として特に注視してきた分野であり、年金業務に対する国民の信頼を回復するために、年金業務監視委員会の役割は大変重要である。

・厚生労働省や日本年金機構の業務を幅広く監視していくことになるが、国民の信頼回復のために御尽力いただきたい。

○平成 25 年度予算概算要求について、厚生年金保険等の適用・保険料収納事業を中心として、厚生労働省及び日本年金機構から資料に基づき説明があった。

上記の説明に対し、以下のような意見、質疑応答があった。

・厚生年金保険の収納対策について、新たに滞納事業所となったところは、故意に滞納しているのではなく、経営状態から納付できなくなったところが多いと思うが、滞納事業所の実態を把握し、分析しているのかという質問に対して、中小企業では経営が苦しくなってきたところが増えているのは事実だと思うが、厚生年金保険の制度では、事業所が滞納しても将来の年金は支払われ、滞納は国庫に損害を与えることになることから、事業主負担分や従業員から預かった分を納付しないということはあってはならないので、経済状況等に配慮しつつ、納付計画を事業主と一緒に考えていくスタンスで臨みたいとの回答があった。

・滞納後に、事業主が納付計画を提出した場合、計画どおりに納付がされるものなのかという質問に対して、基本的にはきちんと納付される傾向にあるが、先延ばしをする事業所の中には、延滞金がかさんで最終的には差押え等の滞納処分に至る

ケースが多いとの回答があった。

- ・ 厚生年金保険の収納対策について、中小企業がその経営実態から、保険料を納付できない状況にもかかわらず納付させることは、非常に苛酷なことになるのではないかと懸念している。現実には、最近、年金事務所による徴収が急激に厳しくなっていて、中小企業にとって大変な状況になっているという声を聞いており、今の徴収方針がどのように現場の業務にしわ寄せを生じさせているのかという点が気になるという意見に対して、年金機構としては、法律にのっとって精一杯やっているとの回答があった。
また、外部委託による加入勧奨にこれだけの経費を掛けることが全体として適切なのか、若干疑問があるという意見に対して、厚生労働省としては現行制度の中できちんと対策を進めていく責任があり、制度を預かる立場としては、きちんとやってくださいと言わざるを得ないとの回答があった。
- ・ 平成24年7月末の厚生年金保険の収納率が、前年同期に比べて向上しているが、これは対策の効果なのかという質問に対して、不納欠損の処理が進んだ影響もあるが、全体としては取組の効果だと思っているとの回答があった。
- ・ 今後実施される短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について、法律で定められた被保険者の条件（給与や労働時間等）を現場でチェックをすることは容易ではなく、適用が正しく行われていくのか疑問であるとの意見に対して、年金機構としては、事業所のコンプライアンスのレベルに応じて調査を念入りに行うほか、従業員からの通報、サンプル調査、国税情報の活用等を考えているとの回答があった。また、厚生労働省としても、今後、年金機構と相談しながら対策を詰めていきたいとの回答があった。
- ・ 適用・収納対策の目標値は、何のために、どのような根拠で設定されたのか。また、目標が達成されなかった場合は、どうなるのかという質問に対して、根拠があるわけではないが、国民年金の納付率については、前年度を上回る目標ということで設定し、厚生年金保険の適用促進については、適用対策を強化する観点から、未適用事業所数を3年間で半減させるという目標を設定した。また、目標に照らして実績が悪かった場合には、独立行政法人の評価と同様に、それに応じた評価がなされるということだと思うが、機構としては取組を強化して、目標を達成できるよう努力していくとの回答があった。
- ・ 国民年金の納付率向上について、厚生労働省でしっかりと議論してもらいたいとの意見に対して、保険料の負担能力がある者に対する強制徴収や特別催告状の送付等の取組により、目標を達成できるよう努力していくとの回答があった。
- ・ 今後、厚生労働省において、制度の議論をする際には、委員会での意見を参考にして、現場の実態を反映し、活用していく方向を考えてもらいたいとの意見があった。

○ 次回委員会の開催日程は、今後調整予定。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務局)